

訪問看護医療 DX 推進体制について

令和 6 年度（2024 年）診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認システムが導入されたことを踏まえて、当ステーションでは利用者さまの診療情報や薬剤情報を取得*・活用する医療 DX 推進体制を整えております。

これにより訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供をめざしています。

* 具体的には、健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通じた、オンラインでの資格確認により行っています。

[対象者]

訪問看護管理療養費を算定する者（医療）

[算定要件]

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定によるオンラインでの資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定額に加算します。

[算定内容]

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円（月 1 回に限り）

[訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準]

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定するオンライン請求を行っていること
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を有していること
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること（このことをウェブサイトにも掲載していること）

令和 7 年 10 月 20 日

ケークラッセ合同会社 訪問看護ステーションおかえり

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。